

高年齢者の労働災害防止対策の推進について（要請）

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県内の令和7年1年間に発生した休業4日以上労働災害は955件と前年と比べ96件（11.2%）の大幅な増加となり、令和8年においても増加傾向に歯止めが掛からず、主な発生要因は次のとおりです。

- ① 年齢別に見ると60歳以上の高年齢労働者の労働災害が全体の約4割を占め、50歳以上を含めると約6割を占めている
- ② 事故の型別に見ると、「転倒」、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」災害は、加齢に応じて労働災害発生率が上昇する傾向がみられ、これらによるものが全体の6割を占めている
- ③ 業種別に見ると、商業、サービス業、社会福祉施設等の第三次産業が約6割を占めている

このような中、本年4月には改正労働安全衛生法が施行され、高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施が事業者の努力義務となり、当該措置に関する「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公表されました。

つきましては、高年齢労働者の労働災害を防止するため、下記の事項について、積極的な取組をお願いします。

記

1 安全衛生委員会等での調査審議の実施

「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、実施可能な対策に積極的に取り組むよう、安全衛生委員会等での調査審議を行うこと。

2 簡易フレイルチェック（転倒等リスク評価セルフチェック）の実施

福井労働局では、主に高年齢労働者を対象として転倒等の行動災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握し、労働者自身に心身の衰えについて、気付きを促すための簡易フレイルチェックの実施を呼び掛けています。

各所属労働者に、転倒等リスク評価セルフチェックの実施と、結果集約のための福井労働局への情報提供（個人名、不要）について、協力を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

《労働者個人から福井労働局への回答フォームは、こちら》⇒



令和8年9月25日

事業主 各位

福井労働局長 佐藤 賢一郎

